

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:1)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
1 土 (1)	R3.04.02 10:30 建設機械	災害	河川内の仮設道路上で、大型土のうを吊上げ坂路を下っていたバックホウ(0.25m ³)が、路肩でバランスを崩し転倒した。 業者物損 バックホウかすり傷	・元請けが、下請けに対して労働安全衛生法等の規定に違反しないよう必要な指導を行っていないこと。 ・定格荷重を超える大型土のうの設置作業を行ったこと。 ・重機転倒の危険性がある勾配が付いた仮設道路の路肩に対して、十分な注意喚起がなされていないため、バックホウが路肩寄って走行し、これによる路面の変状がバックホウのバランスに影響したこと。	・作業手順など労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のために必要な事項について教育の徹底を図る。 ・建設機械の能力を超える作業を行わないことを徹底する。(クレーン則第69条参照) ・大型土のうの積み下ろしは、平坦な場所で行うこととし、仮設道路路肩付近にトラロープを設置し、重機が路肩に寄らないようにする。(クレーン則第66条の2)
2 土 (2)	R3.04.05 16:00 飛来物・落下物	道路	道路工事にて片側交互通行規制を行っていたところ、設置されていた自立式看板(徐行)が、強い突風により倒れ、停止していた一般車両に接触し、これを損傷させた。 公衆物損 一般車両1台 一部損傷	・強風に備え、看板固定の重りを2個から3個(1個13kg)に強化していたが、現場が切通しの地形となっていることから、さらに強い風が予想され、これに対する十分な対策となっていなかった。	・自立看板の掲出にあたり先行して 舗装に削孔した上で、鉄ピン及び番線にて固定し、飛散防止対策を行う。 ・現場内の掲出看板について、固定措置状況の定期的な点検を行う。
3 土 (3)	R3.04.19 8:10 建設機械	災害	災害復旧工事において、枕木を25tクレーンにて吊り上げ中に、布製の吊りロープが切れて荷が落下し、吊り荷の下にいた作業員を直撃した。 業者人身 55歳 右足関節粉碎骨折、多発性胸腰椎骨折、右肩甲骨骨折	・作業前の点検をしていない損傷のあるナイロンロープを使用したこと。 ・合図者が被災者の退避状況を十分確認しないまま、クレーン運転手に合図を送ったため、吊り荷の下に、被災者が立ち入ることになった。	・玉掛に使用するロープ(ワイヤー等)は規格に適合し、且つ毎日点検したものの使用を徹底する。(クレーン則第220条参照) ・クレーンによる荷の移動時は、介錯ロープを使用し、荷の下に立ち入らないこととする。(クレーン則第74条の2参照)

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:2)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
4 土 (4)	R3.04.22 9:20 転倒	道路	道路舗装現場において、交通誘導員の誘導により現場の道路を横断していた被災者が、道路中央の舗装型枠につまずき転倒し負傷した。 公衆人身 一般人50代 両手挫傷、鼻挫傷	・歩行者に対する段差注意看板設置や、道路横断ルートの確保等の安全対策が不十分であった。 ・被災者を横断させるために工事現場内を通行させた。 ・被災者に対して、型枠・段差に対する注意喚起が不十分であった。	・歩行者については施工範囲内の通行を原則禁止とし、より安全なルートで迂回するよう計画する。 ・歩行者の通行時にはあらかじめ段差解消マット設置や段差有りの注意喚起看板を設置する。 ・歩行者の通行時には、交通誘導員による確実な注意喚起を行う。
5 土 (5)	R3.04.22 9:20 火災	河川	河川工事にて、水替えのため設置した仮設ポンプのキャブタイヤケーブルから出火し、大型土のうと分電盤と水中ポンプをつなぐ同ケーブルを損傷。 業者物損 大型土のう、キャブタイヤケーブルの一部損傷 他被害なし	・キャブタイヤケーブルの経年劣化にともなう断線。 ・ケーブルジョイント部の緩みにより漏電。 ・上記にかかる現場管理が不十分であった。	・劣化したキャブタイヤケーブルの交換。 ・キャブタイヤケーブルジョイント部の防水性の強化。 ・キャブタイヤケーブルの点検表を作成し、点検を強化する。
6 農 (1)	R3.05.06 9:35 埋設物	農地	既設の道路横断暗渠の撤去作業中、地下埋設物(水道管)が、既設構造物基礎コンクリートに巻き込みされて設置されていたことに気付かないまま取壊し作業を続けたため、水道管を破損した。 公衆物損 上水管 (VPφ75) 破損 断水 (7時間25分) 1軒	・事前に水道管理者と立会のうえ試掘を行っていたが、管理者から、当該箇所での詳細な位置までは把握していない旨の回答があったことから、慎重に取壊し作業を行う必要があったにもかかわらず、バックホウによる通常的な取壊し作業を続けたこと。	・埋設物に係るチェックリストを活用し、埋設物管理者立会のもと試掘を行い、埋設位置を確認するとともに、詳細に調査を行う。 ・埋設管箇所の掘削等施工は、管理者に立会のもと、人力併用掘削等慎重に作業を行い、埋設管位置を確認する。
7 土 (6)	R3.05.14 7:50 立木処理	道路	支障木処理作業を行っていた作業員に、切り倒した木が跳ね上がり、根元部分が当たって負傷した。 業者人身 59歳 胸骨骨折、左前腕部切創	・事故当日、KY活動は行われていたが、作業内容が伐倒・枝搬出作業となっていたものの、KY活動での伐倒作業における退避行動の周知はされておらず、退避の作業手順が守られなかった。	・伐倒した木が倒れ始めたら直ぐに退避するという基本の作業手順の周知徹底。 ・社内安全会議を開催し、全社員で作業手順の確認を行い、周知徹底するとともに作業手順書の拡充を行った。 ・伐倒作業等、危険が伴うと思われる作業は、複数人で作業を行う。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:3)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
8 土 (7)	R3.05.24 13:30 建設機械	砂防	<p>落石防護柵支柱設置作業において、バックホウでワイヤーを用いて支柱をシャックルで吊り擁壁工へ設置しようとした時、シャックルが外れ吊っていた支柱が落下し作業員の手に当り負傷した。</p> <p>業者人身 31歳 左手挫減創</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・吊荷の支柱にシャックルを取り付ける際、支柱でねじ込みが隠れてねじ込みができたか確認できないまま吊り上げた。 ・事故当日、KY活動で荷の吊上げ時に吊荷の点検を行うこととしていたが、シャックルのネジの締付まで確認していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャックルの使用を中止し、鋼板縦吊り用金具SL型を使用する。 ・吊り金具、ワイヤーロープの点検を毎日使用前に行う。また、吊荷を吊上げたら約10cmの高さで一旦停止し、吊荷の安定を確認する。 ・擁壁高さに応じて、クレーン車を使用し、支柱を吊る。
9 土 (8)	R3.05.25 16:00 建設機械	砂防	<p>砂防堰堤管理道路工事にて、被災者は、当日予定作業を完了後、予定していない法面上部へ向かう作業道の掘削作業に着手し、掘削作業を進めていたが、被災者の重機が、作業道上端でスリップしてバランスを崩し法面下部へ転落した。そのため、被災者は重機の下敷となった。</p> <p>業者人身 67歳 外傷性大動脈解離、右多発肋骨骨折、血胸、肺挫傷、頭蓋底骨折等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人は、被災者が法面掘削工事に慣れていることから、朝の作業指示のみで作業を任せたま現場作業の確認を怠った。 ・被災者は、当日作業予定していない、法面上部へ向かう作業道の掘削作業を行った。 ・上記作業について、作業計画書が作成されておらず、又地山掘削作業主任者の配置もないまま作業を行っていた。 ・現場の地山は、過日の降雨により滑りやすくなっており、且つ、使用機械の登坂能力を超える傾斜があるにもかかわらず、重機の滑り止めを別の作業員が用意している間も、危険な状態で掘削作業を進めていた。 ・被災者は、転落の恐れのある掘削作業であったにもかかわらず、シートベルトを着用していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、安衛法及び安衛規則等に違反しないよう必要な指導を行うとともに、法令等に違反していると認められるときは、是正のために必要な指示を行うことを徹底する。(安衛法j第29条参照) ・バックホウ等車両系建設機械作業にあたっては、作業場所について地形、地質の状態を調査し、その結果に基づき、作業計画書の策定するとともに、それを書面で作業従事者に周知し、計画どおりの作業を行わせること。(安衛法第20条、29条、衛規則第154、155条参照) ・地山掘削作業の実施には、地山掘削作業主任者を配置(参照:安衛規則第359条)したうえで、作業方法や、作業者の配置を決定し、安全に配慮した施工、作業進行状況等の監視を徹底すること。 ・傾斜地における作業道設置にあたっては、作業幅は、機械幅の1.5倍を確保し、勾配も重機能力以上の勾配とならない(安衛規則163条参照)ように建設機械施工安全マニュアルを遵守することを徹底し、坂路路肩部に転落防止用の目印を設置する。 ・路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落の危険が生じる恐れがある場所においては、誘導者を配置し、車両系建設機械の誘導をさせる。(参照:安衛法第20条、安衛規則第157条)また、運転者にシートベルトの着用を徹底する。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:4)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
10 土 (9)	R3.05.26 13:50 埋設物	道路	<p>既設歩道部の掘削作業中に、歩道内に埋設されていた上水道管（HIV管φ40）を破損し漏水させた。</p> <p>公衆物損 上水管（VPφ40）破損 断水（1時間25分） 1軒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が上水管理者の台帳等資料から、水道管は工事区間に無いと判断したものであったが、水道の台帳の一部の工事起点側箇所に水道管が明示されており、終点側に水道仕切弁が確認されていることから、工事区間内に水道管が埋設されていることが予見できた。 ・水道管の存在を予見できたにもかかわらず、水道管理者への確認、発注者への報告を怠ったまま工事を続行したことが原因。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下埋設物の事故防止マニュアルに従い、埋設管の管理者に必ず現地立会をしてもらう。 ・想定外の位置にある埋設管損傷事故を防止するため、机上確認だけでなく、現地調査、台帳資料に等より十分な検討を行い、発注者への報告、必要に応じて水道管理者への確認を行う。
11 土 (10)	R3.05.28 15:00 建設機械	道路	<p>残土ヤード内にて、バックホウにより現場内の岩砕を大小に分別する作業をしていたところ、回転時にバケットが同ヤード内の水道ポンプ施設の屋根に接触し、屋根を破損した。</p> <p>公衆物損 水道施設屋根の一部を損傷 水道機器類に被害なし（配水に影響なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウのオペレーターは水道ポンプ施設の位置を認識しており、KY等で接触しないように回転方向を決めて（座席位置の右側にはバックホウのアームがあるため視界を遮られたため）作業していたが、誤って右旋回した。 ・残土等が水道施設に隣接して置かれており、バックホウが同施設に接触する危険性があるにもかかわらず、作業上の注意のみで、接触に対し注意喚起の表示や防護等の対策がとられていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道ポンプ施設に接近する箇所に柵を設置し、注意喚起する。その他接触の恐れのある中電鉄塔についても同様に柵を設置する。 ・重機オペレーターに安全教育を行い、再発防止を徹底する。 ・旋回時にはアームを立てて視界を確保し、安全を確認して旋回する。
12 農 (2)	R3.06.01 13:42 埋設物	農地	<p>既設道路横断暗渠の撤去作業中、地下埋設物（水道管）が、既設構造物基礎コンクリートに一部付着した形で設置されていたことに気が付かないまま取壊し作業を続けたため、水道管を破損した。</p> <p>公衆物損 上水管（VPφ75）破損 断水（2時間45分） 21軒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に近接施工箇所水道管の埋設深さを確認していたが、道路横断暗渠部では基礎と離隔が少ないにも関わらず、試掘などの埋設物調査を行うことなく重機による掘削、撤去を行い、慎重さを欠いた。 ・また、試掘等での水道管理者との立会を行っていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地下埋設物の事故防止マニュアル」を順守し、近接作業においては、埋設物責任者が指揮のうえ作業を行う。 ・施工計画書の見直しを行い、地下埋設物の事故防止の強化を図る。 ・地下埋設物の位置を周知させるため、杭やペンキ等で目印を付け注意喚起を図る。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:5)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
13 土 (11)	R3.06.05 10:00 立木処理	砂防	<p>砂防堰堤上流の支障木伐採作業中、作業員が溪流右岸の立木(太さ30cm)を伐倒したところ、左岸側の岩に当り跳ね返ってきた倒木に、作業員の脚が挟まれ負傷した。</p> <p>業者人身 42歳 右脛骨腓骨骨折</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伐倒の際に退避する場所、退避方法、退避経路の安全性について、元請けの確認が不足していた。 ・また、伐倒方向によって危険が生じる恐れがないか、その確認も不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元請けは、関係請負人の作業員に対して、伐倒の際に退避する場所を決定させ、確実に退避可能な場所か確認する。 ・あらかじめ選定した避難場所へ移動するにあたって、退避に支障が無いよう退避経路の整備を行う。 ・現場の特徴を十分に把握し、伐倒の際に危険を生ずるおそれがある方向へ伐倒させない。
14 土 (12)	R3.06.09 13:30 立木処理	道路	<p>支障木の枝を、脚立の踏み面(天板から4段目、高さ1m程度)に乗ってチェーンソーで切断したところ、切断した枝が脚立の足に当り踏み面が傾き、被災者はバランスを失い落下し負傷した。</p> <p>業者人身 47歳 右橈骨遠位端骨折 右橈側手根屈筋断裂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立の踏み面の上でのチェーンソーによる切断作業は、作業員の体勢が不安定となり易いため、作業床のある脚立等を使用する等、作業の安全性を確保する必要があったが、その必要な対策がとられていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソーを使用した枝等の伐採作業について、安全な作業床の確保が可能な高所作業車、作業床付脚立、移動式足場等を使用することを検討し、安全を確保のうえ作業を行う。 ・伐採作業の作業手順書を作成し、作業員に周知するとともに安全教育を実施する
15 林 (1)	R3.06.10 15:30 飛来物・落下物	治山	<p>山腹斜面にて、既設ブロック積の取壊し作業を行っていた作業員に、斜面上方からの落石が当たり負傷した。</p> <p>業者人身 44歳 頭部裂創、体幹擦過創</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面上部に岩塊を破砕した箇所があり、落石の可能性があったが、作業着手前の現場安全確認が不十分であったため、今回の突発的に発生した落石に対して十分な対策が取られていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落石危険箇所にスローネットを設置する。 ・作業箇所上部に仮設防護柵を設置する。 ・地面と親綱の接触による落石を防止するための対策を講じる。
16 土 (13)	R3.06.14 11:50 埋設物	道路	<p>路盤工施工のため路面下をバックホウで掘削していたところ、埋設されている水道管の引込管をバケットで引っ掛けたため、引込管が破損し、接続している水道本管の一部が破損し断水した。</p> <p>公衆物損 上水管(VPφ75)破損 断水(2時間10分) 39軒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に水道管が埋設されていることを認識していたが、水道管理者への事前確認が不十分であった。 ・事前の試掘等による埋設管の位置、深さ等の確認を行わないまま掘削作業を行ったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道管理者に対して、必ず水道管位置がわかる管理図面資料を入手する。 ・埋設管について、上水管理者立会のもと現地試掘を行い、位置、深さ阿等を事前に確認することを徹底する。 ・試掘作業については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」に基づき慎重に掘削作業を行う。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:6)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
17 土 (14)	R3.06.16 13:10 交通事故	道路	養生のため敷鉄板を設置する予定で、敷き鉄板を積載した4tユニック車が民地に停車していたが、移動する際、誤って民家ブロック塀に接触し破損した。 公衆物損 民家ブロック塀	・借地の隣接民家の塀について、接触防止等の安全対策がなされないまま、資材運搬車両を運行した。 ・車両運転手は、車両を停車箇所から発車させる際、周囲の安全確認を怠り、ハンドル操作を誤った。	・接触する恐れのある構造物手前に、カラーコーンを設置する等近づかないよう注意喚起をする。 ・車両移動時には、事故防止のため、誘導員を配置する。
18 土 (15)	R3.06.21 10:15 建設機械	河川	河川工事にて、翌日の作業準備のため、隣接の別工事現場から当該工事現場へバックホウを自走で回送していたところ、現場内の通路法肩からバックホウが転倒した。 業者人身 28歳 右脛骨PCL付着部骨折	・事故当日の下請のバックホウ回送について、連絡体制が不十分で、元請けが状況を把握できていなかった。 ・上記のため、当該現場作業に係るKY等が未実施で、バックホウのオペレーターは場内の状況を十分把握しないまま、回送を行った。 ・場内の通路に法肩を明示しておらず、誤ってバックホウが法肩に近寄り過ぎた。	・元方事業者は、事故防止のため、関係請負人との間における連絡及び調整を行うことを徹底する。(安衛法第30条、安衛規則第636条参照) ・元方事業者は、土砂等の崩壊、路肩の崩壊が発生する恐れのある当該現場へ入場する関係請負人に対して、予め施工打合せを行うと共に、KY活動の実施を徹底させる。(安衛法第29条の2参照) ・事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは運行経路を定め、同運行経路について路肩を明示し、路肩崩壊、経路逸脱等による転倒事故の防止を徹底する。(安衛規則第155、157条参照)
19 土 (16)	R3.06.25 11:00 転倒	河川	工事により発生したCo殻を10tダンプにて処分場へ運搬し、計量場に到着後、写真を撮影するため、ダンプから降りた際に足を滑らせて転倒し負傷した。 業者人身 59歳 前額部挫創	・被災者が、計量箇所にて降雨のため滑りやすく危険な幅の狭い鉄骨の上を、長靴で移動したため、足を滑らせた。 ・撮影不要な箇所での、写真撮影を実施しようとした。	・計量箇所では、原則として降車しない。 ・足元の状況を適切に判断し、危険な箇所を歩かないよう作業員に徹底する。 ・写真管理基準、施工計画書に基づいた適切な写真管理を徹底する。
20 土 (17)	R3.06.25 13:30 架空線	道路	重機オペレーターが作業箇所へバックホウを移動させようとした際、上方のNTT控え線にバックホウのアームが接触しているのを気が付かずにそのまま前進した為、控え線を引っ張ってしまい、NTTの控え柱が破損し傾いた。 公衆物損 NTT控え柱破損及び控え線の緩み(回線の不通等なし)	・現場を横断する架空線があるにもかかわらず、注意喚起看板設置等の事故対策を怠った。 ・当日のKYでも架空線に対する注意喚起がなされておらず、オペレーターも架空線に対して意識が希薄であったこともあり、バックホウのアームを上げたまま走行させた。	・架空線ありの看板設置及び架空線に目印をつけ、注意喚起を図る。 ・架空線の真下にバックホウを停車しない。 ・バックホウ運転席、アームに架空線注意の表示物を付ける。 ・バックホウ移動時は、アームを下げることを徹底し、作業に注意を要する場合は、見張員を配置する。 ・運搬経路上の別の架空線がある箇所についても、調査のうえ必要な対策を行う。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:7)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
21 都市 (1)	R3.07.15 08:58 墜落	建築	<p>建築現場において、外部足場組立中に、梁枠設置のためトラス部材の上で作業をしていたところ、2.3m下の2階フロアに露出していた鉄筋の上に墜落し負傷した。</p> <p>業者人身 44歳 外傷性血気胸、左下腿貫通創</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墜落の恐れがあるような危険を伴う作業を行う下請け作業員に対して、元方の安全教育・指導が十分でなかった ・被災者は高さ2mを超える箇所で、準備していた安全帯を使用せず、可搬式作業台等で適切な作業床の確保もせず、単独で作業を行っていた。 ・2階フロアに上向きに突き出た鉄筋の保護がされておらず、事故時にむき出しの状態であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元方事業者は、下請けの労働者が、当該仕事に関し、安衛法及び安衛規則等に違反しないよう必要な指導を行うとともに、法令等に違反していると認められるときは、是正のために必要な指示を行うことを徹底する。(安衛法第29条参照) ・危険を伴う作業を行う場合は、単独での作業を禁止する。 ・高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安全な作業床確保し作業を行うことを徹底する。また、同作業床確保が困難な場合は、安全帯を使用し、危険防止を図る。 ・鉄筋が突き出て危険な場合は、直ぐに鉄筋用キャップ等で保全を図る。
22 土 (18)	R3.07.26 16:35 飛来物・落下物	道路	<p>片側通行規制を伴う橋梁床版上面の補修工事現場において、夜間の規制体制に切り替えを行ったところ、当該箇所を通過した一般車両のタイヤに、被覆番線が刺さりパンクした。</p> <p>公衆物損 一般車両1台 パンク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制切替作業時に、作業区域反対側の走行車線への飛散物、落下物による事故の危険性について意識が低かった。 ・路面の点検を行ったが、被覆番線が走行車線に飛散していたことに気づくことができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数人による路面上の落下物等の目視確認を行い、落下物等有無の点検を徹底する。 ・チューブライトの固定には紐・テープを使用することとし、落下した場合に走行車両に与える損害を低減する。 ・事故対策会議および安全教育を実施し、情報の共有を図る。
23 土 (19)	R3.07.27 13:40 建設機械	道路	<p>歩道橋補修工事において、高所作業車を配置し、学校のフェンス際で仮設足場の設置作業を行っていたところ、ブーム操作を誤りフェンスに接触し損傷させた</p> <p>公衆物損 フェンス一部損壊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業範囲内に有るフェンスについて、接触事故防止の意識が低かったため、作業員への留意事項や注意喚起等が徹底されず、監視員の配置も適切さを欠いた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業範囲内にて、接触等の事故の可能性のある施設について、工事開始前に現場確認を行い、KY活動で注意箇所を再確認するとともに、留意事項の周知徹底を図る。 ・高所作業車を動かす際には、監視員を必ず配置し、上記の注意箇所については、もう1名監視員を配置する。 ・注意箇所に、作業員全員が認識できるように目印を設置する。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:8)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
24 土 (20)	R3.07.28 10:40 立木処理	道路	伐採した立木の枝払い作業を、チェーンソーを使用する作業員と木を抑える補助作業員の2名で行っていたところ、キックバックによって木を抑えていた作業員の方にチェーンソーが跳ね返り負傷した。 業者人身 47歳 左前腕挫創、左肩挫創、下顎挫創	・作業計画において、近接作業を禁止していたが徹底されず、キックバック等で接触する可能性のある範囲に被災者を入れて補助作業をさせた。 ・伐木にかかるツル類、小枝払いは手鋸、手おの等を用い、チェーンソーの使用をさけるべきであったが、これらの事前の準備がされていなかった。	・作業の区域分けを行い機械取扱作業員と補助作業員が接触しないようにする。 ・伐木にまつわるツル類や、小枝等の除去は玉切り等を行う前に手鋸、手おの等を用い除去する。 ・作業手順や機械取扱など危険予知活動について安全教育を徹底する。
25 土 (21)	R3.07.29 16:00 草刈	河川 (業務)	被災者は、測量作業に支障となる草や雑木の伐採を行っていたところ、草刈り機につる草が絡まり、除去するために肩掛けを付けたままつる草を引いたところ、回転している刈刃に左手が接触し負傷した。 業者人身 57歳 左環指挫創	・被災者が「刈払機取扱作業安全衛生教育」等の安全教育が未受講であるにもかかわらず、草刈機による作業に就かせた。 ・危険作業を実施する上で必要となる保護メガネ、手袋等保護具の配備を怠った。 ・作業開始前にKY ミーティングを実施したが、刈払い機等危険作業にかかわる確認事項が十分でなかったため、作業員の刈払い機使用作業への危険予知が乏しく、エンジンを停止させず刈刃に絡まったつる草を除去しようとした。	・「刈払機取扱作業安全衛生教育」を全員が受講し、受講者のみが作業に従事する。 ・刈払い作業は、防塵眼鏡、振手袋、すね当て等の安全装備の装着を徹底する。 ・KY活動表へ刈払い機使用時にかかわる要注意事項の追加、及び社内安全規定の改定を行い、社内研修、KYミーティングで危険性の周知を徹底する。
26 農 (3)	R3.08.02 16:10 建設機械	農地	ため池堤体掘削工事において、作業中法面が崩落しバックホウ2台が巻き込まれ、1台は土砂と共に滑落、1台は転倒した。 業者物損 バックホウ転倒・埋没	・現場は、既設の石張り水路とため池からの浸透水の影響を受けやすい場所であること、また、前日までの降雨による地下水位の上昇や湧水等により、地盤が軟弱化することに留意し、工事着手について慎重を期すべきであった。	・作業前に本日の危険箇所、作業の注意事項を周知させ、作業前の地山、湧水等の確認、休息後の点検も実施し日々の点検回数の強化を図る。 ・降雨後にため池内の水位が高く、堤体、地山等の含水比が高いと想定される場合は工事着手を控える。
27 都市 (2)	R3.08.05 14:50 転落・墜落	建築	外部足場における高所作業を行うにあたり、作業員が安全帯を足場に掛ける際、誤って足場から約2.8m転落し負傷した。 業者人身 52歳 胸椎圧迫骨折、肋骨骨折	・元方の下請けに対する安全衛生に関する指導が十分でなく、下請け作業員の墜落事故に対する安全意識が低かった。 ・外部足場ブラケット部端部等の墜落の危険性がある箇所について、手摺や親綱等の転落防止設備の設置を怠った。	・緊急安全会議を開催し、下請けへの安全指導を徹底する。また、現場巡回の頻度を増やし、安全作業を確認する。(安衛法第29条参照) ・足場上部に親綱を張り、ブラケット足場端部に、転落防止の手摺、中サンを取り付ける。(安衛法第21条の2、同規則第519条参照) ・2丁掛けの墜落制止用具を装着し、作業を行うことを徹底する。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:9)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
28 土 (22)	R3.08.06 11:40 交通事故	道路	<p>片側通行規制により橋梁下部工に足場設置作業を行う現場にて、足場板を現場に搬入するため、トラック（4tユニット）荷台から路肩側に手おろししていたが、作業員が手元を誤り上り車線に足場板がはみ出し、走行してきたバスに接触し損傷させた。</p> <p>公衆物損 バス1台（左フロントガラス、左側面損傷）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生日の安全管理措置においては、長尺物のはみ出しに関する危険性を予見していたものの、具体的な作業方法を定めることなく作業員への注意喚起のみで、防止対策が講じられていなかった。 ・作業員は、車両が接近しているにも関わらず長尺の資材を扱ったこと、また、作業員が規制範囲外への資材のはみ出しに対する注意を怠った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制範囲内で長尺資材を扱う際には、交通整理員を配置し、一般車両の接近を作業員に伝え、車両が通過する間は、作業を中断し、車両通過後に作業を再開することとした。 ・トラック荷台への長尺資材の取扱作業には一人で作業を行わない。 ・資材のはみ出し防止対策として、トラック荷台側面にクランプ、単管パイプ、ネットを用い仮設の防護柵を設置する。
29 土 (23)	R3.08.10 9:25 架空線	道路	<p>道路工事において、流用土仮置き場へ土砂を運搬したダンプトラックが、県道へ出る際に、荷台が上がった状態で発進した</p> <p>公衆物損 NTT通信線2本切断、光ファイバー線1本損傷（30回線が2時間から4時間不通となる）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「架空線等上空施設の事故防止マニュアル」により、同事故防止対策を実施することになっているが、架空線に防護管が未設置であったり、出入口に高さ制限装置を設置していない等、対策が不十分であった。 ・KY活動で、架空線事故防止について打ち合わせていたが、ダンプトラック運転手が荷台上昇時の警告音を無視する等注意不足であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線の手前に簡易ゲートを設置し、架空線に防護管または蛍光リボンを取付け、注意喚起を図る。 ・県道から流用土仮置き場への出入口には交通誘導員を配置し、一般車両への注意と同時に架空線にも留意する。 ・「架空線等上空施設の事故防止マニュアル」により、再度安全教育を行い、再発防止を徹底するとともに、作業前打合せやKY活動にて本工事現場での注意事項を厳守させる。
30 土 (24)	R3.08.25 15:10 建設機械	道路	<p>歩道路盤工において、路盤の出来形計測作業を行っていた被災者に、後進してきた路盤整正作業のバックホウが接触し負傷した。</p> <p>業者人身 21歳 左足関節部打撲外傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前日の施工打ち合わせや朝のKY活動で、重機近接作業時の注意事項等の安全教育を実施したが、合図、周囲の確認及び重機に近づかない等の指示が徹底されなかった ・作業責任者がバックホウへの誘導をしていないときに、オペレーターがバックホウを稼働させた。 ・被災者が出来形計測時に、作業中のバックホウの死角に入っていることに気付かず安全な距離が保てていると判断し計測作業を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重機等に近接して作業を行う場合は、作業責任者が事前に建設機械等を停止させるよう、全作業員に周知・指導を行う。 ・建設機械等を稼働させる場合は、作業責任者の誘導の下、作業を行う。 ・建設機械等には、オペレーターへの注意喚起のため、周囲確認の徹底を促すステッカーを運転席等に設置する。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:10)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
31 土 (25)	R3.08.25 16:00 工具・資材	災害	<p>災害復旧工事において、作業員が栈木を電動丸鋸で切断中、キックバックにより、右手甲を負傷した。</p> <p>業者人身 37歳 右手背部挫創、右示指伸筋腱断裂 第2中手骨不全骨折</p>	<p>・請負業者は、使用前に機械の安全点検を実施しており、さらに電動丸のこぎりを含む機械全般に対する安全教育を実施していたが、被災した作業員の注意力が不足していた。</p> <p>・作業員は、栈木を斜めに切断しようとし、切断ライン上に右手の甲が入る形となったため、キックバックにより負傷することとなった。</p>	<p>・斜め加工を伴う栈木の切断に、電動丸のこぎりを使用しない。</p> <p>・電動丸のこぎりを使用する際は、切断ライン上に体や手を入れない。</p> <p>・改善対策は、新規入場者教育及び施工計画書に追記するとともに、朝礼時の危険予知活動や月に一度の安全訓練時に作業員に周知する。</p>
32 土 (26)	R3.09.07 10:35 架空物	道路	<p>道路工事の残土処理工において、バックホウで作業中にアームで架空線を引っ掛け、電話線を切断及び光ケーブルの緩みを発生させ接続ボックスを損傷させた。</p> <p>公衆物損 NTT通信線1本切断、光ケーブルのゆるみ及び同接続ボックス損傷 NIT回線不通13件 4時間)</p>	<p>・「架空線等上空施設の事故防止マニュアル」により、同事故防止対策を実施することになっているが、バックホウのアームが接触する恐れのある架空線に、防護管の設置を怠った。</p> <p>・見張員を配置していたが、オペレーターに警告する方法が肉声であったため作業中のオペレーターが警告を認識できなかった。</p>	<p>・架空線近接作業になる場合は、事故防止マニュアルに基づき、施工前に架空線に防護管、注意標識設置等の対策を行う。</p> <p>・見張り員に警笛を常備させ、架空線に近接した時は、警笛で合図するとともに手を振り作業を中断させる。</p>
33 都市 (3)	R3.09.18 09:50 工具・資材	建築	<p>建築工事現場にて、床に散乱した研りガラの片付け作業中に、床の穴補修用型枠止めの番線に接触し、左手を負傷した。</p> <p>業者人身 20歳(技能実習生) 左手関節切創</p>	<p>・KYミーティングを行っていたが、番線の先端の安全処理がなされていないことなど、作業現場の危険個所の把握及び対策が十分なされていなかった。</p> <p>・実習期間が1年に満たない外国人技能実習生に対して、安全事項の周知、対策に係る配慮に欠けていた。</p>	<p>・KYミーティングの際は、事前に作業現場の確認を行うなど、全ての作業内容想定しながらおこりうる災害をより細かく確認するとともに、作業員全員、技能実習生に確実に安全事項を周知伝達する。</p> <p>・技能実習生に対しては、作業場現地にて、スマホの翻訳アプリの使用や、身振り手振り等を交え確実に周知することを徹底し、作業内容が変わる都度周知する。</p> <p>・不安全箇所、不安全行動を発見したら、直ちに作業を中止させ不安全箇所の改善、作業内容の見直し等を行う。</p>
34 土 (27)	R3.09.20 10:30 埋設物	道路	<p>側溝取替工事のためバックホウで床掘をしていたところ、埋設されている水道管の分岐バルブをバケットで引っ掛け破損した。</p> <p>公衆物損 水道分岐バルブ破損 復旧に伴う断水(1時間) 54軒</p>	<p>・現場に水道管が埋設されており、事前の試掘で位置、深さを確認していたが、掘削時に人力掘削を併用するなど慎重に作業を行う必要があったにもかかわらず、バックホウでの掘削を進めたため。</p>	<p>・埋設管理者から埋設位置、規格、構造及び埋設年次を確認し、不明確の場合には管理者立ち合いのもと埋設管との位置関係を確認しながら人力作業を併用し、慎重に施工を進める。</p>

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和4年3月末現在) (No:11)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
35 土 (28)	R3.10.4 11:55 交通事故	道路	<p>交通規制を行いながら道路工事を施工していた現場において、ガードパイプ支柱切断作業を行っていた作業員の脚が、カラーコーンによる規制エリア外に出たため、通行車両と接触し負傷した。</p> <p>業者人身 23歳 大腿打撲・下腿打撲挫傷</p>	<p>・カラーコーンによる規制を行っていたが、カラーコーン間は遮るもの、明示するものがなく、被災者は規制エリアから逸脱していることに気付かなかった。</p> <p>・被災者は、繰返し作業により通行車両と近接した作業であるという意識、注意力が低下していた。</p>	<p>・カラーコーンを連結バーで繋ぎ、さらに垂れ幕をつけることで、規制エリアを視覚的、物理的に明示し、作業員に対し逸脱抑止を図るとともに、通行車両に対する注意喚起を強化する。</p> <p>・再度安全教育を行い、通行車両との接触事故防止の意識向上、規制エリア外への逸脱禁止を徹底させる</p>
36 林 (2)	R3.10.4 13:30 草刈・除草	林道 (業務)	<p>測量設計業務において、測量作業に支障となる灌木の伐採作業を、山腹斜面で行っていた被災者が、枯れて折り重なった笹に足を滑らせ、左足首を捻挫した。</p> <p>業者人身 34歳 左足関節捻挫</p>	<p>・被災者は、KY活動で足元が滑りやすくなっているため、足場を確保して作業を行うことを確認していたが、繰返し作業のため足元への注意が疎かになっていた。</p>	<p>・滑りやすい斜面作業では、足場の確保を徹底する。</p> <p>・刈払い機による作業の基本動作を再確認のうえ、これを徹底する。</p>
37 都市 (4)	R3.10.8 14:00 転倒	上下水	<p>設備点検業務における点検作業中に、ポンプ間移動用の点検歩廊を利用せず、場内配管を跨ぎショートカットをした際、配管に足を引っかけて転倒し、右ひじと右胸を電線管に打ち付け負傷した。</p> <p>業者人身 30歳 右胸部挫傷、右ひじ挫創</p>	<p>・KY活動で、現場の配管が障害となることから、足元を注意することになっていたが、被災者は、本来の通路を通らず経路をショートカットし、不用意に配管を跨いで移動した。</p>	<p>・移動経路は点検歩廊を用いるよう周知徹底し、危険箇所にコーンバー等による立入禁止処置を行う。</p> <p>・作業前に必要な道工具を予め付近に配置し、作業員の移動を最小限にする。</p>
38 土 (29)	R3.10.20 9:05 墜落・転落	道路	<p>工事施工に伴う片側交互通行規制準備のため、規制器材を積載した軽トラックを発進させたところ、荷台で立っていた被災者が、バランスを崩して荷台から転落し負傷した。</p> <p>業者人身 50歳 右脛骨近位端骨折</p>	<p>・運転手が軽トラックを発進させる際、荷台に居る被災者が落下しない姿勢で乗車しているかの安全確認が不十分であった。</p> <p>・軽トラック出発の際に、被災者が運転手の声かけに、横向きに立ったままの姿勢で、不用意に返事をしてしまった。</p> <p>(トラックの荷台への乗車について、道交法第55条で必要最低限の人員の乗車ができるとされている)</p>	<p>・規制器材の設置手順を見直し、軽トラック荷台に人を乗せないこととする。</p> <p>・施工の打合せや朝のKY活動で、作業時の注意事項等の安全教育を徹底する。</p> <p>・作業を行う者同士、声かけ(急がない、慌てない)を行い安全の注意喚起を行う。</p>

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和4年3月末現在) (No:12)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
39 林 (3)	R3.10.26 8:30 墜落・転落	治山	被災者が作業開始時に、バックホウに給油した後、メンテナンスステップからキャタピラの上に足を乗せ、下方の別の作業員へポリ容器を渡した後、足を滑らせバックホウから転落し、キャタピラに頭部をぶつけ負傷した。 業者人身 68歳 頭部打撲・頭部挫創	・被災者は、前日の降雨により滑り易くなっていたクローラ上で、不用意に通常の行動をとってしまったため、足を滑らせバックホウから転落した。	・今回の事故をうけ、各作業の安全作業手順の周知徹底を行うため、緊急の安全教育を実施。 ・降雨等の自然環境の影響による、現場環境の変化に対する安全確保について、対策を講じるとともに、作業員への情報共有を行う。
40 土 (30)	R3.10.27 10:00 埋設物	道路	道路路肩に設置されている花壇を補修するため、既設花壇内のコンクリートをブレイカーで取壊した際に、コンクリート直下の埋設管を破損させた。 公衆物損 温泉管破損 断水4時間 (断水による被害無し)	・花壇下の埋設管の存在について、全く想定しておらず、事前の調査、事故対策を怠った。	・掘削作業を行う場合は、事前に埋設物の調査を行う。 ・埋設物が確認された場合は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」に基づき、埋設物管理者立会いのもと試掘を行い、埋設位置を確認する。
41 都市 (5)	R3.11.4 14:00 流出	建築	建築現場建物に係る消防訓練において消火ポンプを起動したところ、本工事で切断・再接続を行った消火管から漏水が発生し、建物の一部に浸水被害が発生した。また、消火管内の水が、屋上の飲用水用の高置水槽へ逆流し汚染した。 公衆物損 飲用水使用不可による、食堂の休業1日、庁舎施設の一部浸水による汚損、電気機械器具等不良の被害。	・発注者に協議せずに、動作不良の仕切弁を取替施工した。 ・取替施工に伴う継ぎ手部において、施工の良否の確認を怠ったため、施工上の不備を見逃した。 ・仕切弁とともに再設置した逆止弁についても良否の確認がなされていなかったため、逆流水が高置水槽に達した。	・工事を進める上で追加の対応が必要であることが判明した箇所については、事前に工事監理者及び発注者に協議する。 ・仕切弁設置や継ぎ手について、確認試験を確実に行う。
42 林 (4)	R3.11.17 8:40 墜落・転落	治山	被災者は、法枠上で単管杭を取るため横移動しながら、頭上の索道の位置を確認しようと見上げたところ、左足を踏み外し約85cm下の法枠横梁の水切りモルタル上に転落した。 業者人身 38歳 左手左足骨折	・被災者は、頭上の安全確認のため索道を見上げながら移動しようとしたため、足元の注意が疎かになり足を踏み外した。 ・当該箇所の法面の傾斜が約30度のため「ロープ高所作業」にあたらなことから、転落防止のロープは1本で、ライフラインを装着していなかったうえに、装着していたロープも移動のため緩ませていた。(安衛規則では四十度以上の斜面における作業を「ロープ高所作業」としている。)	・現場内での作業や移動では、常に高所ロープ作業と同様のロープを装着することの徹底。 ・法枠上の横移動経路の明示(着色)と、柵等の転落防止措置による踏み外し対策の実施。 ・安全教育の徹底と足元注意看板の設置。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和4年3月末現在) (No:13)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
43 土 (31)	R3.12.1 11:00 交通事故	道路	<p>残土を運搬したダンプトラックが残土置き場へ戻る際に、カーブでハンドル操作を誤り、道路脇法面に接触し車両を破損したものと。</p> <p>業者物損 ダンプトラック左前部損傷 道路落石防護ネット一部破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転中に運転手の安全に対する意識が希薄となり、漫然運転状態でカーブ区間にてハンドル操作が遅れた。 ・運転手はKY活動を実施し運転中の安全行動を把握していたが、徹底されなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元請業者及び下請け業者（一次、二次）により教育訓練を実施し、再発防止を徹底する。 ・朝礼時に安全運転・交通ルールの厳守を指示徹底する。
44 農 (4)	R3.12.1 15:30 交通事故	農地	<p>ダム管理道にて、観測施設ケーブル更新作業を終了した後片付けをしていたところ、一般の通行車両が、同管理道上に駐車していた受注者の車両と接触した。</p> <p>公衆物損 一般車両損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該ダム管理道路は、一般車両の通行が有るにもかかわらず、保安施設の設置、必要に応じ交通誘導員を配置する等の安全対策を怠った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を停車して作業を行う必要がある場合は、保安設備の設置を行うとともに必要に応じて交通誘導員の手配、車両通行止め等の必要な措置を行う。 ・安全ミーティングにおいて、車両停車中の安全管理に対応する事項に重点を置き、作業員の意識向上を図る。
45 土 (32)	R3.12.1 11:00 挟み込み	道路	<p>道路工事における用排水路の付替えとして、2名の作業員が、ボックスカルバートを挟んで、既設U字溝まで仮設の塩ビ管で繋げる作業を行っていた。塩ビ管をボックスカルバートに設置する際、挿入側の作業員が塩ビ管を押し込んだところ、受側の被災者が塩ビ管と既設U字溝との間に右手小指を挟み負傷した。</p> <p>業者人身 40歳 右小指末節開放性骨折</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業打合せ、KY活動等で指を挟む危険について注意指導がなされていたが、作業の慣れからくる油断から、作業員が声掛けを怠り、塩ビ管を押し込んだことが原因。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のような作業時には、管の両側など挟まれることのない側面等の位置を持って作業する。 ・慣れた作業であっても、作業員同士の声掛けを徹底する。
46 土 (33)	R3.12.18 13:00 飛来物・落下物	河川	<p>仮設コンプレッサーをつなぐ圧縮調整ポンプからオイルが霧状に噴出し、近接する雑種地及び駐車場へ飛散した。</p> <p>公衆物損 一般車両4台 油污損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎杭の掘削作業に伴う使用機械等の取扱上の留意点等について、作業前打合せにより現場代理人や主任技術者から作業員に対して周知徹底されておらず、日常的な作業であることから、作業員任せとなっていた。 ・コンプレッサー接続機器のオイル残量確認といった細かな作業にまで、安全上の注意喚起等が行き渡っておらず、作業手順に不明確な部分があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な作業であっても作業前打合せ等で作業の留意点や危険性などの周知を徹底する。 ・作業前の機器点検等で作業手順を2人以上で確認し、危険性や問題点を再確認する。 ・圧縮調整ポンプへ蓋開閉時に減圧作業が必要となることを明示し、作業手順を明確とする。 ・再発防止策を作業所全体で共有するため、今回発生した事故に関する緊急の再教育を行う。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和4年3月末現在) (No:14)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
47 農 (5)	R3.12.21 15:15 埋設物	農地	ボーリング調査中に、ため池堤体内にある農業用水管を破損、水等が噴出した。 公衆物損 農水管損傷 車両ビニールハウス一部損傷	・用水管理者立ち合いの上試掘等を実施すべきだったところ立ち合いを怠った。	・埋設物管理者への事前確認及び試掘の立ち合いを求める。
48 土 (34)	R4.1.10 11:30 添加物	河川	橋直下においてバックホウ(0.1m ³)で掘削作業を実施している際、バックホウが少し傾いた為、ブームの先端が橋梁に添架してある情報ボックスの防護管に接触して破損させた。 公衆物損 防護管損傷	・短時間の作業のため管の防護等も実施していなかった。 ・バックホウによる下がりながらの作業において、地形の変化に気づかなかった	・橋梁添架物等の重機が接触する可能性がある施設は防護を行うとともに、橋梁添架物等が分かるように蛍光色のテープを垂らす ・橋梁添架物等に接近する作業を行う際には、見張り員を配置する
49 土 (35)	R4.1.11 10:30 工具	道路	枝葉を裁断しているとき、他の枝が邪魔になったためチェーンソーのアクセルから右手を離し、チェーンソーを左手で持ったまま右手で邪魔になった枝を退けようとした。この時、右手に近づいてしまったチェーンソーは、まだ惰性で回っている状態であったため、右手親指の付け根に接触し負傷した。 業者人身 67歳 右拇指挫創 全治4週間	・チェーンソーの右手を離しチェーンソーを持ったまま片手で枝を払おうとした。 ・アクセルを離れた時点で刃の回転が止まっていない状態で作業しようとした。	・チェーンソー作業手順書、チェックリストを作成し、複数人によるチェックを実施し、施工前に必ず確認を行う。 ・枝を撤去する等の別の作業を行う際は、必ずチェーンソーのエンジンを止めて、邪魔にならない場所に置いてからその作業を行う。
50 土 (36)	R4.1.11 11:00 転倒	道路	道路沿線のモルタル吹付面剥離箇所ですロープネットを増設していた。ネットを法面上部から垂らしたが、地上から4m程度の位置の枝にネットが引っ掛かり、それを除去するために除雪により堆雪した雪塊(H=1.5m)を足場にしてネットを少しよじ登ったところ、手足が滑り背面から道路上に転倒し左手首を骨折した。 業者人身 52歳 左橈骨骨折 左尺骨骨折 全治2ヶ月	・親綱があり法面上部にはフルハーネスの安全帯を装備した作業員がいたにも関わらず、引っ掛かったネットを直すため、昇降設備の使用や、安全帯を装備した者に作業を依頼せず、堆雪した雪(H=1.5m)を足場にして雪山に登り、届かなかったために既設のロープネットをよじ登ろうとしたことによる。	・現場の状況が変化した場合は作業を一時中断し、作業手順の確認と見直しをしてから作業を再開するよう周知徹底する。 ・高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいては、昇降器具を用いるか、ロープ高所作業資格者によるロープ作業を徹底する。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和4年3月末現在) (No:15)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
51 農 (6)	R4.1.15 9:10 埋設物	農地	バックホウで掘削中、FRPM管φ600mmを破損、漏水が発生した。 公衆物損 管φ600mm破損漏水 農業被害なし	・埋設物管理者及び監督職員に協力を求めて試掘を実施するとともに発注者に確認内容を報告することになっている。しかし、埋設物管理者の協力による試掘が実施されていなく、監督職員にも報告がなかった。	・事前に管理者立ち合いのもと、試掘により埋設管の位置を十分に確認することを、あらためて周知徹底する。 ・埋設管の付近を掘削する際は手掘りも含め慎重に作業を行うとともに、下請人にも周知徹底し再発防止を図る。
52 土 (37)	R4.1.17 15:40 転落	道路	コンクリート二次製品をダンプトラックから吊り上げ機械(0.45m級バックホウ クレーン仕様)を使用して搬入していた。ダンプトラックの荷台で玉掛け作業を行っていた元請作業員が荷を吊り上げようとした際、吊り上げ専用器具の片方が外れて器具が当該作業員の顎に当たり、バランスを失い横向きに転落して左足大腿部と臀部を打撲した。 業者人身 57歳 左大腿部打撲	・繰り返しの作業が連続することにより作業に気のゆるみが生じ、吊り上げ専用器具のワイヤーのかかり具合を十分に確認しないまま、ワイヤーにテンションをかけた。	・吊荷作業手順書を見直し、吊り上げ器具の使用方法の確認と監視人設置の要否の確認及び吊り上げ作業者は自らの安全を十分確保した位置から吊り上げの合図を送る旨を追記。
53 農 (7)	R4.1.20 16:00 建設機械	農地	碎石用投入機が、ほ場端部で碎石投入後停止していたところ、後続車の靱殻用投入機が接触し、碎石用投入機運転手が追突により受傷した。 業者人身 53歳 頸椎捻挫	・もみ殻投入機運転手が、合図者の合図をよく確認せずに、機械を前進させた不注意によるもの。	・腕振のみの合図であったが、視認性等を高めるため手旗及びホイッスル使用により合図する。
54 土 (38)	R4.1.24 11:49 埋設物	道路	防護柵基礎の設置作業中に上水道引込管φ25mmを破損し、約3時間半にわたり漏水させた。 公衆物損 上水道引込管φ25mm破損	・市上水道引込管の埋設深さが約0.45mであり、道路法記載の埋設深さ1.2m(工事实施上やむを得ない場合にあっては、埋設深さ0.6m)以下に設置されていた。 ・埋設管図面の印刷及び写真撮影は禁止であった。そのため、現場代理人は持参した図面へ転記し、記録していたが、当該引込管については見落とし、転記していなかったため、不完全な現場確認資料となった。	・PCモニターにて埋設管布設位置を確認する際は、見落としが無いよう複数人で転記図内容の確認を行う。 ・市担当者との打ち合わせ協議の際に、市所有の資料との突合を市に依頼する。 ・現地のマーキング作業の際に、図面に記載がなくとも、隣接地の状況から水道管の利用はあるか確認を行う。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和4年3月末現在) (No:16)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
55 土 (39)	R4. 2. 14 16:20 架空物	道路	掘削残土を残土仮置場に下ろした後、ダンプトラックの荷台を下げずに運転したため、荷台が出入口にある架空線 11 本のうち 5本に接触した。 通信障害は発生していない。 公衆物損 通信ケーブル3本損傷	・注意喚起看板は設置していない状態であり施工計画書に記載した対策を怠っていた。 ・施工計画書では、残土仮置場の出入口に交通誘導員を配置し、国道へ出る前に左右の安全確認と架空線の注意を行うこととなっていたが、施工業者は交通量が少なく交通誘導員は不要と判断し配置しなかったため、架空線注意の対策を怠っていた。 ・運転手は、当日の運搬作業がまだ残っており時間が無いと焦っていたため、アラートが鳴っていたことを認識しながらも、荷台が架空線の高さ以下に下がったことを確認せずに運転した。	・注意看板類の設置 ・鳥居 (H=3.8m) 設置 (赤色バケツを吊り下げダンプアップしてそのまま走行した場合当たって気付く様にする。) ・鳥居手前に一時停止線を設置 ・ダンプトラックの設備改善 (荷台が上がっていることを知らせる回転灯をキャビン内に取り付ける) ・運転席から荷台を確認できるカーブミラー設置 ・施工計画書のとおり交通整理員を配置し、出入りの際には架空線の見張りも行う。
56 土 (40)	R4. 2. 22 11:50 転落	砂防 (業務)	法枠施工箇所の上部斜面の確認のため、レーザー距離計による計測を行っていた。法枠天端 (W=600mm) を移動し測線の位置を確認するため、斜面下方を向いたときに足を滑らせ、法枠工天端から待ち受け式擁壁工の背面ポケット部分までの高さ5m間滑落した。 業者人身 29歳 右足踵骨骨折 尾骨骨折	・前日の降雪により若干滑りやすい状況であったが、午前中の最後の計測箇所であり、気が緩み不用意に行動した。 ・危険な高所作業に該当するにも関わらず、ロープ、転落防止用具を使用しなかった。	・急斜面での作業は、降雨時及び降雨直後(積雪も含む)には作業を中止する。 ・適切な装備を身に着けることを徹底する。
57 土 (41)	R4. 2. 28 9:00 挟み込み	河川	残土処理場へ運搬するため、11tダンプを使用していた。残土処理場にて荷台から土砂を降ろす際、リアバンパーに土砂が付着し、その土砂を除去しようとリアバンパーを動かした際、右手人差し指を挟んだ。 業者人身 54歳 右示指圧挫創及び末節骨骨折	・リアバンパーを可動させて、その振動で土砂を落とそうとしたこと。また、作業員が手を近づけるべきでない場所に手を置き可動させたという危険軽視行動が原因。 ・リアバンパーを操作する場合は、指づめ等の危険があることが周知徹底されていなかった	・リアバンパーに付着した土砂の除去するために、リアバンパーを動かす方法を禁止し、付着した土砂は手や道具で除去することを周知し徹底する。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和4年3月末現在) (No:17)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
58 農 (8)	R4.3.9 11:43 埋設物	農地	<p>上水道埋設管を確認するため試掘作業を行い、本管の埋設位置を確認したのち、本管の方向等を確認するため、更に本管上部の土砂をバックホウで掘削したところ、住宅引込用分水栓の突起部分および引込管にバケットの爪を掛けてしまい、分水栓がズレて漏水した。</p> <p>公衆物損 家屋1軒、断水時間：1時間59分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人は事故現場付近に管理図面に記載の住宅引込管があることを失念しており確認を怠った。 ・水道本管上部の試掘については手作業で慎重に行うべきであるが重機を用いたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋設物管理図面の確認等を徹底するとともに、埋設物の試掘は人力で行うことなどを確実に実施する。 ・請負業者は、工事関係者に地下埋設物（本管及び引込管等）の想定位置を周知させるため、杭やペンキ等で目印を付け注意喚起を図る。
59 土 (42)	R4.3.14 15:10 工具	災害	<p>型枠を組み立てる作業をしていた際、栈木を固定するため釘を打ち付けていたところ、釘芯をたたき損ねて跳ね返り、自分の左目にあたり負傷した。</p> <p>業者人身 53歳 左結膜裂傷 眼球打撲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な保護具を使用せず、釘の固定ができていない状態で釘芯を打ち損じたことなど、被災した作業員の不注意により発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠組立作業時の釘打ち作業では、保護メガネを必ず使用する。 ・釘の打ち込み時は、固定されるまで手を添え、固定後に打ち込む。
60 土 (43)	R4.3.15 14:30 転倒	道路	<p>ガードレール取替工事において取り外したガードレールにつまずき転倒し、打撲による負傷した。</p> <p>業者人身 25歳 右肘打撲 右大腿打撲傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動する際に周囲及び足元の確認を怠った。 ・現場内の整頓を行わなかったことによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員は、常に安全意識を持ち、周囲及び足元確認を行ったうえ移動する。 ・現場の整頓に心掛ける。 ・つまずく可能性があるものには、三角コーン等を設置する。 ・一時的に置かなければいけない場合は、作業員同士で声掛けを行い、注意喚起する。
61 土 (44)	R4.3.16 15:30 立木処理	河川	<p>支障木伐採作業にあたり、河川側に倒れないよう幹に牽引ワイヤーをかけチェーンソー切断していたが、予想と違う方向に倒れそうになったため退避したところ、作業員の近くに倒れ、木にかけていた牽引ワイヤーが作業員の背部にあたり、はずみで前方に転倒し胸部を骨折した。</p> <p>業者人身 71歳 肋骨胸骨骨折</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採木の径が胸高直径18cmと比較的細く安易に考えたこと。 ・作業員が誤って伐倒の想定範囲に退避したため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員全員で伐倒方向を検討し、退避場所及び退避行動を確認する。 ・作業主任は使用する工具の点検・動作確認を作業手順書に記載し、関係労働者に周知を行う。 ・毎朝の危険予知活動において、今回の事故を教訓としたリスク回避を実施する。 ・安全ミーティングにより、事故原因と対策について討議する安全会議を実施する。

令和3年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和4年3月末現在) (No:18)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
62 土 (45)	R4. 3. 17 16:35 架空物	河川	バックホウを仮設坂路後進でブームを上げたまま移動させたところ、ブームにワイヤーロープ（支線）が接触していることに気づかず、そのワイヤーロープを引っ張ることにより、対岸で接続していた別のワイヤーロープを切断した。その際繋がっていた電話線も引っ張られ断線した。 公衆物損 一軒電話不通 24時間	・ 架空線を切断する可能性があったにも関わらず、誘導員を配置せずに移動したこと。 ・ 重機を移動する際にブームを上げたまま後進して移動したこと。 ・ 注意表示の明示をしていなかったこと。	・ 架空線下を通行する際は誘導員を配置し、重機周辺状況の確認、注意を行う。 ・ 重機が通行する経路にある架空線に、注意表示の明示をする。 ・ 作業員に対して、架空線下を通行する際の誘導員の配置や、移動する際はブームを下げて前進して移動するなどの再発防止対策について教育訓練を実施し、安全対策を再徹底。
63 土 (46)	R4. 3. 28 10:45 挟み込み	災害	敷鉄板をワイヤーで吊り上げダンプに積み込む作業中、作業員がダンプに積み込んだ鉄板からワイヤーを外している最中に、重機のオペレーターはワイヤーが外れたものと思い込み、ワイヤーを引っ張り上げたことにより、作業員が鉄板とワイヤーの間に右手人差し指と中指を挟み負傷した。 業者人身 35歳 右中指及び右示指開放骨折	・ 玉掛者（被害者）を合図者として作業していたが、作業完了の合図を出していないにも関わらず、バックホウのオペレーターは取外作業が完了したと思い込み、バックホウの操縦を再開したこと。 ・ 慣れと思い込みによる合図、連携不足だった。	・ 玉掛者の作業が完了するまでは重機運転は停止し、玉掛者が離れたことを確認して重機運転を開始する。 ・ 重機運転者から死角又は視認しにくい箇所での作業については、重機運転者と玉掛者の双方を確認できる位置に合図者を追加配置する。
64 農 (9)	R3. 12. 23 13:20 挟み込み	農地	プレハブA型アームをO. 45BHで吊り上げ旋回中に、ナイロンスリングが緩み、製品が落下し左拇指を挟み負傷。また労働基準監督署に虚偽の報告をした。 業者人身 47歳 左母指挫滅創	・ 新規入場したばかりの被災者の安全確認が不十分であったこと。 ・ ナイロンスリングの絞り方が緩かったこと。 ・ 重機で吊り上げ操作中に、小さい動きで、急に上げて停止する不意の動作があったこと。 ・ つり上げ能力が1トン以上のクレーン等における玉掛け業務に必要な技能講習の未受講者を従事させていたこと。	・ 朝礼及びKY活動時に作業手順書を用いて具体的な危険性の周知を徹底する。 ・ 資格が必要な作業者の資格確認を徹底する。 ・ 作業主任者を腕章等で明確にし、作用員の指揮、機械設備の点検を行わせる。 ・ 作業者の配置（玉掛者、合図者、補助者）を決め、作業者全員に周知する。 ・ 作業主任者を中心に相互の声掛け及び身振り手振り等、合図によって意思疎通を図る。 ・ 朝礼や新規入場者教育時に、作業員が負傷した時、負傷を発見した時は、隠さず、速やかに報告するよう呼び掛ける。 ・ 掲示物、安全教育等をつうじて「労災かくしは犯罪である」ことを啓発する活動を行う。